**つながり　つれもていこら**

**わかやまし　協働アクションプラン**

～　和歌山市協働推進計画　～

令和６年３月

**和 歌 山 市**

和 歌 山 市 民 憲 章

わたくしたちは、和歌山市民であることに誇りをもち、平和で豊かなまちをつくるため、市民の心がまえを定めます。

１．自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。

２．互いにたすけあい、希望にみちたまちをつくりましょう。

３．きめごとを守り、人に迷惑をかけない市民になりましょう。

４．仕事に誇りをもち、たくましい市民になりましょう。

　５．教養を高め、視野の広い市民になりましょう。

目次

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

２　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

３　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

４　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第２章　基本方針

１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

２　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第３章　施策の展開

１　施策の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

２　基本施策ごとの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・7

３　和歌山市における協働事業一覧・・・・・・・・・・・・・16

第４章　協働の推進

１　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

資料編

１　和歌山市の市民公益活動における分野別項目・・・・・・・24

２　和歌山市協働推進委員会条例・・・・・・・・・・・・・・28

３　和歌山市協働推進委員会名簿・・・・・・・・・・・・・・30

**第１章　計画の基本的な考え方**

１計画の目的

本市では、平成２９年３月に最上位の計画である「第５次和歌山市長期総合計画」が策定されたことを受け、平成２０年５月に策定していた「つながり力　つれもていこら　わかやまし～市民公益活動団体と行政の協働指針～」が同年１２月に改定されました。

 この協働指針に基づき、今後の市政運営に向けて市民、市民公益活動団体、行政それぞれが「みんなで育つ、育ちあえる力」を持ち、総力をあげて「まち」の運営に携わる必要性を共有し、「協働の担い手づくり」と「協働できる環境づくり」を2本の柱に、施策を推進してきました。

　一方、近年では多種多様な協働の手法が広がっており、NPOボランティア団体が成熟し、地域に根付いてきたことから、従来のNPO支援のあり方についても転換期を迎えています。NPO法が施行されてから２０年が経過し、地域課題の多様化など時代や地域の変化も大きくなってきています。

こうした背景をもとに、市民や地域、NPO、企業、大学など多様な主体が連携・協働する環境を整えることで、「第５次和歌山市長期総合計画」のまちづくりの目標に掲げている「住みたいと選ばれる魅力があふれるまち」、「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」に向けた取り組みを推進するために、協働指針に基づき協働アクションプランを定めます。

２基本理念

つながり　つれもていこら　わかやまし

市民と行政が共に意識と行動の改革を行いながら、和歌山市にふさわしい「協働」を作り上げ、市民と行政による「つながり力」を発揮することによって、市民の一人ひとりがまちづくりの主体として目覚め、育ちあいながら、「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」を目指します。

３計画の位置付け

　本アクションプランは、第５次和歌山市長期総合計画にて示されている「誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち」の実現するために策定された「つながり力　つれもていこら　わかやまし～市民公益活動団体と行政の協働指針～」に基づき、具体的施策及び事業を示したものです。

**つながり力　つれもていこら　わかやまし**

**～　市民公益活動団体と行政の協働指針　～**

**つながり力　つれもていこら　わかやまし　協働アクションプラン**

**～　和歌山市協働推進計画　～**

本アクションプランは、毎年度施策及び事業の検討を行い、社会情勢の変化や進捗状況に合わせ、必要に応じ本アクションプランの内容の見直しを行います。その後、上位計画との整合性を図り、本アクションプランの実績をもとに再検討し、改定を行います。

４計画の期間

**多様な主体との協働・連携**

**第５次長期総合計画**

**安定した雇用を生み出す産業が元気なまち**

**住みたいと選ばれる魅力があふれるまち**

**子供たちがいきいきと育つまち**

**基本構想**

**基本計画**

**誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち**

**第２章　基本方針**

1基本方針

***１***

**協働の担い手づくり**

基本目標

基本目標

多様な主体が必要な情報を共有でき、それぞれの特長を生かして地域課題解決に取り組む。

多様な主体が「協働」に参画でき、持続的に活動できる環境が整っている。

多世代の市民が「協働」や市民公益活動の必要性を認識し意欲的に活動する。

基本目標

**協働できる環境づくり**

**協働の担い手づくり**

基本方針に基づいて基本目標を設定し、施策を展開します。

２基本目標

すべての市民が主体的にまちづくりに参加する基盤を整えるために、協働できる環境づくりに努めます。

**協働できる環境づくり**

和歌山市の抱える様々な地域課題の解決に主体的に関わる人材の育成・支援をします。

***２***

**第３章　施策の展開**

1施策の体系図

**基本理念**

**基本目標**

**基本方針**

**つながり力　つれもていこら　わかやまし**

多世代の市民が「協働」や市民公益活動の必要性を認識し意欲的に活動する。

***１***

協働の

担い手づくり

多様な主体が「協働」に参画でき、持続的に活動できる環境が整っている。

***２***

協働できる

環境づくり

多様な主体が必要な情報を共有でき、それぞれの特長を生かして地域課題解決に取り組む。

**基本施策**

**具体的内容**

１市民公益活動への参画促進

より多くの市民が担い手となるよう、人材の発掘と集積に努めます。

ア　市民公益活動登録制度の運用

イ　市民公益活動紹介制度の実施

エ　若い世代による公益活動へのｻﾎﾟｰﾄ

ウ　市民公益活動サポート講座の開催

ボランティアを募集したい団体側と、活動を希望する市民をつなぎます。

市民公益活動を行う際にためになる講座を開催しスキルアップを図ります。

学生が地域で活発に活動できるよう他団体との橋渡しができる体制を整えます。

２協働のプラットフォームの構築

協働の支援窓口となることで、団体の活動の運営面を支援します。

ア　地域ﾌﾛﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰの活用促進

イ　中間支援組織等との連携強化

ウ　庁内連携と協働の意識の醸成

エ　協働推進委員会による検討・協議

中間支援組織等ネットワークづくりに取り組む団体と連携し協働の支援をします。

職員が協働の理解を進める機会を設け、庁内の連携を促進します。

職員や市民公益活動団体が相手方にアプローチする際の手引きを活用します。

市民公益活動団体の情報を収集できるようデータベースを運用します。

IT(ホームページやSNS)、広報誌、協働リーフレットを活用し発信します。

市民公益活動団体の活動内容やニーズ等の情報を収集します。

３情報発信・情報共有

イ　多様な媒体による情報発信

ア　市民公益活動団体の実態とﾆｰｽﾞ調査

ウ　データベースの運用

エ　協働ガイドブックの活用

協働の推進に係る取り組みの進捗を把握し施策の検討を行います。

|  |
| --- |
| 基本施策１　市民公益活動への参画を促すための施策を推進します |

２基本施策ごとの取り組み

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ア　市民公益活動登録制度の運用 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| **基本方針**☑協働の担い手づくり□協働できる環境づくり**実施主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民 | 団体 | 行政 |
| ○ | ◎ | ◎ |

 | 《目的》市民公益活動の担い手となる人材を発掘・育成することで、より多くの市民に活動してもらうと共に、多様なかたちの協働を生み出します。《実施内容》登録した団体は、地域フロンティアセンターの設備を利用して活動をすることができます。また、安心して活動できるよう、希望する場合は市民公益活動保険に加入できます。登録した団体情報は、市民や公的機関からの問い合わせがあった際に提供する等、ネットワーク化に活用します。 |
| 背景と必要性社会貢献意識はあるもののどのように活動に取り組めばよいかわからない市民に、市民公益活動への参加のきっかけが必要となっています。同時に、団体による市民公益活動の促進を図る必要があります。 |

※「実施主体」について

市民…市民公益活動を行う市民　団体…市民公益活動団体

市民公益活動…和歌山市協働推進委員会条例第２条第１項をご参照ください。

◎…企画や計画等のプロセスから積極的に関わる主体　○…施策の実施に関わる主体

を表します。

※「★」印について

重点的に実施する取り組みを示します。基本施策ごとに１つずつ選びます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| イ　市民公益活動紹介制度の実施 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 実施 | ⇒ | ★ | ⇒ |
| **基本方針**☑協働の担い手づくり□協働できる環境づくり**実施主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民 | 団体 | 行政 |
| ○ | ◎ | ◎ |

 | 《目的》市民を巻き込んで活動をしたい団体と、市民公益活動をしたい市民をつなぎます。《実施内容》市民公益活動(ボランティア活動)を募集したい団体からの依頼を受け、市民公益活動登録者等に募集案内を行い、事業を進める支援を行うとともに、市民公益活動に取り組む意欲のある市民に活動の機会を紹介します。 |
| 背景と必要性市民公益活動団体が活動を行う際に、ボランティアを募集できる仕組みが必要です。また、市民公益活動に関わる意思があるものの活動できていない個人もおり、両者をつなげることが有効と考えられます。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ウ　市民公益活動サポート講座の開催 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| **基本方針**☑協働の担い手づくり□協働できる環境づくり**実施主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民 | 団体 | 行政 |
| ○ | ○ | ◎ |

 | 《目的》各種サポート講座を実施することにより、「協働」のパートナーとなりうる市民公益活動団体の活動の活性化等を図ります。《実施内容》市民公益活動の活性化や「協働」の推進に向けて、各種専門講座を開催します。 |
| 背景と必要性市民公益活動に関わる人のスキルを高め、知識やノウハウを共有することが運営の持続・発展に不可欠であることから、学べる機会を創出します。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| エ　若い世代による公益活動へのサポート | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 実施 | ★ | ⇒ | ★ |
| **基本方針**☑協働の担い手づくり☑協働できる環境づくり**実施主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民 | 団体 | 行政 |
| ○ | ○ | ◎ |

 | 《目的》学生等の若い世代が地域と連携し公益活動に取り組むことができるようコーディネートを行いサポートすることで、地域と学生が共に学び合うまちを目指すとともに、若い世代の和歌山市への愛着心を醸成します。《実施内容》地域フロンティアセンターでのサポートを軸に、ニーズに沿って広報による支援や他団体との橋渡しを行います。また、市内の大学と連携を進め、学生に対し市民公益活動や地域フロンティアセンターの周知を行います。★学生への市民公益活動に関する周知や、ボランティア活動への参加を促す取り組みなど、大学や高校などと協力しながら連携して行っていきます。 |
| 背景と必要性高齢化が進む市民公益活動団体にとっても担い手育成の観点から若い世代の参画が期待されています。学生等の若い世代が市民公益活動に関わるきっかけ(窓口)をつくることで、市民公益活動団体が若い世代に参画を呼びかける仕組みが必要です。 |

|  |
| --- |
| 基本施策２　協働のプラットフォームを構築します |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ア　地域フロンティアセンターの活用促進 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 実施 | ★ | ★ | ★ |
| **基本方針**□協働の担い手づくり☑協働できる環境づくり**実施主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民 | 団体 | 行政 |
| ○ | ◎ | ◎ |

 | 《目的》多様な主体が連携し社会貢献活動ができるよう、活動を進めるうえで他団体と協働を進めやすい環境を整えるために「地域フロンティアセンター」の運営を行います。《実施内容》地域フロンティアセンターを中心に位置付け、市民公益活動団体同士及びスタッフが顔の見える関係づくりができる環境をつくります。また、設備面の充実を図り、市民公益活動の拠点となる場を提供すると共に、地域フロンティアセンターが窓口となり、市民公益活動に関するアドバイスを実施し、市民公益活動の活性化を図ります。★地域フロンティアセンターで行われているイベントなどを、SNSで発信し市民の方にさらなる周知を図ります。また、庁内での連携を通して、地域フロンティアセンターが持つ機能の活用を促していきます。 |
| 背景と必要性市民公益活動団体の活動を支援する拠点であることに加え、地域・NPO・学生など様々な所属の人が市民公益活動に関わるようになっており、組織や立場にかかわらず対話・連携する場が必要となります。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| イ　中間支援組織等との連携強化 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| **基本方針**☑協働の担い手づくり☑協働できる環境づくり**実施主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民 | 団体 | 行政 |
| ○ | ◎ | ◎ |

 | 《目的》中間支援組織や団体間のネットワークづくりに取り組んでいる団体との連携を図ることで、横断的で切れ目なく協働を推進します。《実施内容》日常的に情報交換を行い、連携できる体制を整えます。 |
| 背景と必要性団体間の相互理解、調整、ネットワーク化等を担う中間支援組織と行政が連携することは、行政が市民公益活動団体等と協働するうえで重要であるため、連携を強める必要があります。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ウ　庁内連携と協働の意識の醸成 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| **基本方針**☑協働の担い手づくり☑協働できる環境づくり**実施主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民 | 団体 | 行政 |
| ○ | ○ | ◎ |

 | 《目的》「協働」に対する職員の意識醸成と全庁的に「協働」が推進される体制とします。《実施内容》協働の推進に当たって、市における中心的な役割を担う協働推進職員を置くことにより、職員の協働に関する意識の醸成を図ります。協働推進職員から、所属する部局内において実施した協働事業の報告を受けることで行政と市民公益活動団体の協働の把握に努めます。市民公益活動や協働事業への理解を深めるため、職員に対し研修を実施します。 |
| 背景と必要性多様な主体が公共サービスを担うことが重要であることから、各課において積極的に市民と協働して事業を推進することが期待されます。そのため、行政職員が協働意識を持つことが大切になります。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| エ　協働推進委員会による検討・協議 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| **基本方針**□協働の担い手づくり☑協働できる環境づくり**実施主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民 | 団体 | 行政 |
| 〇 | ○ | ◎ |

 | 《目的》協働推進委員会において、本市における協働推進に当たって、必要な事項について、検討・協議を行います。《実施内容》協働指針や本アクションプランを検討し、協働の推進に必要な事項を協議し、新たな取り組みを模索します。 |
| 背景と必要性多様な主体が連携・協働を推進するために、必要な事項を市民と行政が共に検討を行う仕組みが必要です。 |

|  |
| --- |
| 基本施策３　情報発信・情報共有を強化します |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ア　市民公益活動団体の実態とニーズ調査 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 実施 | ⇒ | ⇒ | ★ |
| **基本方針**□協働の担い手づくり☑協働できる環境づくり**実施主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民 | 団体 | 行政 |
| ○ | ◎ | ◎ |

 | 《目的》市民と行政が協働で公共サービスを担う体制を整えることが重要であることから、地域の活動や人材などの情報交換（共有）を行います。《実施内容》地域フロンティアセンターの職員が現場へ赴き、積極的に地域・学生・NPO等から活動内容やニーズ等を聞き、話す機会をつくります。同時に、市民公益活動に参加を希望される方や、連携して一緒に活動したいという他の主体に情報を提供できるように、市民公益活動に関する情報、各主体の活動内容、他の主体に協力できること及び他の主体に協力してほしいこと等の活きた情報の収集を図ります。★ボランティア団体の実態調査を行い、それぞれの団体の特徴やニーズを把握し、団体同士の連携を図ります。また、団体の活動内容や情報を公開することで、個人の登録者が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。 |
| 背景と必要性市民公益活動団体は活動を継続していく中で、活動の場が広がったり、社会の変化や市民ニーズに合わせて活動内容を柔軟に変えたりしています。実情に合った情報提供や橋渡しを行うために、情報収集が必要です。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| イ　多様な媒体による情報発信 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 実施 | ⇒ | ★ | ⇒ |
| **基本方針**□協働の担い手づくり☑協働できる環境づくり**実施主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民 | 団体 | 行政 |
| 〇 | ◎ | ◎ |

 | 《目的》市民公益活動を実践しているかどうかや、興味関心がある分野など、情報を受け取る側のニーズは多様化しています。このため情報を発信する媒体を複数活用することで、多様な主体の連携を促進します。《実施内容》市報やホームページ等の既存の情報発信に加え、SNSを活用しイベントや助成金等の情報を即時発信できる体制を整えます。また、市民公益活動情報誌や「協働」のリーフレットを市民・行政双方に提供し協働や市民公益活動に対する理解の促進を図ります。 |
| 背景と必要性情報収集の方法が多様化していることから、複数の情報発信ツールを使い情報発信を行う必要があります。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ウ　データベースの運用 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 検討 | ★ | ⇒ | ⇒ |
| **基本方針**□協働の担い手づくり☑協働できる環境づくり**実施主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民 | 団体 | 行政 |
| ○ | ◎ | ◎ |

 | 《目的》市民公益活動や「協働」に興味関心を持ってもらうとともに、市民公益活動団体同士の連携を促進します。《実施内容》市民公益活動団体の活動内容をホームページに掲載し、関心がある分野の取り組みを探せるデータベースを運用します。 |
| 背景と必要性市民公益活動団体への参画や連携に向けて、市民公益活動団体や行われている活動の情報が調べられる仕組みが必要です。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| エ　協働ガイドブックの活用 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 実施 | ⇒ | ⇒ | ⇒ |
| □協働の担い手づくり**基本方針**☑協働できる環境づくり**実施主体**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市民 | 団体 | 行政 |
| 〇 | ◎ | ◎ |

 | 《目的》行政と一緒に事業を実施してみたい市民公益活動団体、市民公益活動団体と一緒に事業を実施してみたい職員が実際に相手方にアプローチする際のヒントとして活用し、協働事業が数多く生まれることを目指します。《実施内容》市民公益活動や協働に関する疑問や、協働を実践する際のヒント等が掲載された冊子を作成します。 |
| 背景と必要性異なる主体による協働を進める際に、協働相手との相互理解の重要性や協働の進め方を把握することが大切です。 |

３和歌山市における協働事業一覧

　令和5年３月時点で、民間団体と和歌山市が協働で実施している事業の一覧です。協働事業を、協働の形態（補助、共催、実行委員会・協議会、事業協力、委託、その他）別に分類しています。また、事業ごとに市民公益活動分野の分類も行いました（詳細はP24「和歌山市の市民公益活動における分野別項目」を参照。複数の分野に関係があると思われる事業については主な分野で分類しています）。

**１、協働の形態別　協働事業一覧**

**（１）補助**

市民公益活動団体が自主的に行う事業に対して、その公益性を認めて、行政が資金のほか必要な支援を行う協働の形態

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 市民公益活動分野 | 事業名 | 協働相手 | 事業の概略 | SDGsのゴール | 課名 | 新規・継続 |
| 1 | ⑦環境 | 資源集団回収奨励金制度 | 自治会、婦人会、子ども会その他の和歌山市民が組織する営利を目的としない団体 | 本市にあらかじめ登録された団体が、資源（紙類、布類、金属類、瓶類およびペットボトル）を持ち寄り、回収事業者へ売却する。市ではその回収量に応じて団体に対し、奨励金を交付している。また、市で回収した団体に対しては、回収した資源を回収事業者に引き渡し、回収量に応じて通常の奨励金に上乗せして、団体に交付している。 | 12つくる責任、つかう責任 | 一般廃棄物課 | 継続 |
| 2 | ①保健・医療・福祉 | 地域担い手養成事業支援補助事業 | 特定非営利活動法人　和歌山保健科学センター | 地域活動の担い手を新たに発掘・養成し、地域づくりを推進する取組を行う団体を支援するため補助を行う。 | 3すべての人に健康と福祉を | 地域包括支援課 | 新規 |
| 3 | ⑥文化・スポーツ | 文化団体活動支援事業 | 各種文化団体（１０団体） | 本市の文化芸術の振興のため、各種文化団体の事業開催及び育成を支援する。 | 11住み続けられるまちづくりを | 文化振興課 | 継続 |
| ４ | ②社会教育④観光 | 和歌山城公園菊花展 | 和歌山菊の会 | 和歌山公園内に菊花を一堂に集め、一般市民の鑑賞に供し、情操教育の向上に努め、併せて菊花の普及と栽培技術の向上を図る。 | 3すべての人に健康と福祉を | 和歌山城整備企画課 | 継続 |

**（２）共催**

市民公益活動団体と行政がともに事業主体となって、一緒に取り組む協働の形態

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 市民公益活動分野 | 事業名 | 協働相手 | 事業の概略 | SDGsのゴール | 課名 | 新規・継続 |
| 1 | ①保健・医療・福祉 | 認知症サポーター養成講座 | 和歌山市認知症キャラバンメイト連絡会 | 認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）を養成する。 | 3すべての人に健康と福祉を | 地域包括支援課 | 継続 |
| 2 | ⑥文化・スポーツ | 第４3回市民文化まつり | 市民文化まつり実行委員会 | 本市の文化芸術の振興のため、舞台芸術の祭典として、和歌山市民会館を中心に年間２１事業を開催する。 | 11住み続けられるまちづくりを | 文化振興課 | 継続 |
| 3 | ⑥文化・スポーツ | 第10回わかやま名所・旧跡絵画展 | わかやま名所・旧跡絵画展実行委員会 | 本市の美術文化の振興を図り、市民が歴史や文化をより身近に親しむことができるよう、市内の名所や旧跡をテーマにした公募による絵画展を開催 | 11住み続けられるまちづくりを | 文化振興課 | 継続 |
| 4 | ⑥文化・スポーツ | 和歌山の歴史的建造物映像上映会 | 和歌山歴史的建造物映像化の会 | 文化財である旧中筋家住宅において、市内の歴史的建造物の記録映像の上映会を実施する。 | 11住み続けられるまちづくりを | 文化振興課 | 継続 |
| 5 | ⑥文化・スポーツ | 旧中筋家寄席 | わかやま楽落会 | 文化財である旧中筋家住宅において、落語の寄席を開催することで、旧中筋家住宅という文化財の活用と、落語という伝統文化の継承・普及に寄与する。 | 11住み続けられるまちづくりを | 文化振興課 | 継続 |
| 6 | ⑥文化・スポーツ | 古民家で昔ばなしを聞く会 | 和歌山昔話を語る会 | 文化財である旧中筋家住宅において、和歌山に伝わる昔話を語る。 | 11住み続けられるまちづくりを | 文化振興課 | 継続 |
| 7 | ⑥文化・スポーツ | 旧中筋家住宅にて長唄三味線の音色にふれませんか | 長唄　杵屋栄七珠の会 | 文化財である旧中筋家住宅において、長唄・三味線の演奏会を実施する。 | 11住み続けられるまちづくりを | 文化振興課 | 継続 |
| 8 | ⑥文化・スポーツ | 古民家できく箏の音色 | 箏楽会 | 文化財である旧中筋家住宅において、日本の古典芸能である箏の演奏会を実施する。 | 11住み続けられるまちづくりを | 文化振興課 | 継続 |
| 9 | ⑥文化・スポーツ | 茶室へのお誘い | 表千家和歌山県青年部 | 文化財である旧中筋家住宅の茶室において、お茶会を開催する。 | 11住み続けられるまちづくりを | 文化振興課 | 継続 |

**（３）事業協力**

共催や実行委員会・協議会以外の形態で、市民公益活動団体と行政との間で、それぞれの特性を活かす役割分担を取り決めた「協定書」を締結するなど一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働の形態

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 市民公益活動分野 | 事業名 | 協働相手 | 事業の概略 | SDGsのゴール | 課名 | 新規・継続 |
| 1 | ⑬子どもの健全育成 | 子どもの発達支援ガイドブック「てとて」の協働発行 | 特定非営利活動法人エルシティオ事務支援センターソラーナ | 子どもを安心して生み育てることのできる仕組みづくりの一つとして、子供の発育や発達に不安を感じた時や子育てに行き詰った時に、相談できる場所、団体等の情報をまとめた冊子『子どもの発達支援ガイドブック てとて』を作成する。 | 3すべての人に健康と福祉を | 子育て支援課 | 継続 |
| 2 | ⑥文化・スポーツ | 和歌山青年会議所６５周年記念事業「第４回ＰＯＷＥＲ　ＯＦ　わかやま～みんなが主役～」 | 和歌山青年会議所 | 和歌山城での賑わい創出及び和歌山城への理解や関心の醸成を目的に「第４回ＰＯＷＥＲ　ＯＦ　わかやま～みんなが主役～」を和歌山城で開催し、イルミネーションや和歌山城に関するクイズラリーを行った。 | 3すべての人に健康と福祉を | 和歌山城整備企画課 | 新規 |

**（４）委託**

行政が主導して行うべき領域において、市民公益活動団体の特性を活かして効果的・能率的な取り組みを進めるため、行政が業務を「委託」する協働の形態

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 市民公益活動分野 | 事業名 | 協働相手 | 事業の概略 | SDGsのゴール | 課名 | 新規・継続 |
| 1 | ①保健・医療・福祉 | 和歌山市ボランティア活動支援事業 | 社会福祉法人一麦会 | 精神障害者の社会復帰に関する活動に対する情報提供や、精神障害者に対するボランティア活動の支援を行う。 | 3すべての人に健康と福祉を | 保健対策課 | 継続 |
| 2 | ①保健・医療・福祉 | 和歌山市精神障害者家族ピアサポート総合事業 | 特定非営利活動法人和歌山市精神障害者家族会「つばさの会」 | 精神障害者の自立した地域生活を推進し、家族が安心して生活できるようにするため、精神障害者家族会に対して、家族による相談事業等を委託することにより、精神障害者を抱える家族の支援を行う。 | 3すべての人に健康と福祉を | 保健対策課 | 継続 |
| ３ | ①保健・医療・福祉 | 和歌山市ひきこもり支援ステーション事業 | 特定非営利活動法人エルシティオ | ひきこもりの状態にある本人や家族に対して、相談支援、居場所の提供等を行い、また、関係機関とのネットワーク作りや、当事者会・家族会開催の支援を行う。 | 3すべての人に健康と福祉を | 保健対策課 | 継続 |
| 4 | ①保健・医療・福祉 | 自主活動支援事業（シニアエクササイズ体験会の開催） | 特定非営利活動法人わかやまシニア健康センター | 介護予防のための運動プログラム（シニアエクササイズ）を地域に広め、運動への関心を促すために、体験会を実施する。 | 3すべての人に健康と福祉を | 地域包括支援課 | 新規 |
| 5 | ⑬子どもの健全育成 | 和歌山市子育て情報誌『和歌山市つれもて子育て応援ブック』作成事業 | NPOサンマザー | 子どもを安心して生み育てることのできる仕組みづくりの一つとして、妊娠期から幼児期までの妊産婦・養育者の観点に立った情報を横断的に提供するハンドブック『和歌山市つれもて子育て応援ブック』の編集業務を委託した。 | 3すべての人に健康と福祉を | 子育て支援課 | 継続 |
| 6 | ①保健・医療・福祉 | 自主活動支援事業（自主グループ継続支援） | 特定非営利活動法人ヘルスプロモーション研究センター | シニアエクササイズの自主グループ参加者が、健康を維持し、地域での活動を継続できるように、運動指導等を実施する。 | 3すべての人に健康と福祉を | 地域包括支援課 | 新規 |
| 7 | ④観光 | 和歌山城おもてなし充実事業 | 一般社団法人　城プロジェクト | 和歌山城での①観光客おもてなし②天守閣前広場への登城サポート業務 | 3すべての人に健康と福祉を | 和歌山城整備企画課 | 継続 |

**（５）その他**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 市民公益活動分野 | 事業名 | 協働相手 | 事業の概略 | SDGsのゴール | 課名 | 新規・継続 |
| 1 | ③まちづくり | 公共施設美化推進事業 | 花いっぱい推進協議会 | JR和歌山駅前広場に設置している花プランターの花の植替えと本庁西側花壇の花の植替えを協働で行っている。 | 11住み続けられるまちづくりを | 自治振興課 | 継続 |
| 2 | ⑧災害 | ぶらくり丁周辺地区夜間避難防災訓練 | 一般財団法人　和歌山まちづくり財団 | 夜間に地震が発生したときに備え、適切な避難行動をとることができるように、ぶらくり丁周辺地区夜間避難防災訓練を実施 | 11住み続けられるまちづくりを | 地域安全課 | 新規 |
| 3 | ③まちづくり | 和歌の浦まちづくり支援事業 | NPO法人和歌の浦自然・歴史・文化支援機構（和歌山市指定歴史的風致維持向上支援法人） | 和歌山市指定歴史的風致維持向上支援法人が、歴史まちづくり推進のために和歌の浦をはじめとした歴史的風致の維持及び向上に資する活動を行う場合に、当法人に対して支援を行う。 | 11住み続けられるまちづくりを | 都市再生課 | 継続 |
| 4 | ③まちづくり | 地域まちづくり支援事業 | ・四箇郷地区まちづくり協議会・市駅”グリーングリーン”プロジェクト2022実行委員会・一般社団法人市駅グリーングリーンプロジェクト | 住民が参加するまちづくり勉強会やワークショップの開催、及びまちづくりイベント等の開催など、住民主体のまちづくりに関する活動支援を行う。 | 11住み続けられるまちづくりを | 都市再生課 | 新規 |

**２、市民公益活動分野別　協働事業数グラフ**

「和歌山市における協働事業一覧」において、事業ごとに分類した市民公益活動分野①から⑲を、AからDの４つの活動分野にまとめてグラフを作成しました。

※活動分野一覧

A、保健・福祉・子ども（①保健・医療、福祉、⑬子どもの健全育成）

B、まちづくり・環境（③まちづくり、⑤農山漁村又は中山間地域振興、⑦環境、⑧災害救援、⑨地域安全、⑩人権・平和、⑫男女共同参画、⑲市民活動支援）

C、文化・スポーツ（②社会教育、⑥文化・芸術・スポーツ、⑮科学技術）

D、経済・観光振興（④観光振興、⑪国際協力、⑭情報化社会、⑯経済活動、⑰職業能力開発・雇用機会拡充、⑱消費者の保護）

**第４章　協働の推進**

１推進体制

学識経験者や公募市民等で構成する「和歌山市協働推進委員会」を設置し、協働の推進に係る施策及び事業の検討を行います。毎年、和歌山市の協働事業一覧(P16～)や市民公益活動登録数(P24～)の実績や施策の実施状況を定期的に確認し検討を加えることで、社会情勢の変化にも弾力的に対応できます。よって、本アクションプランの施策及び事業の検討は毎年度行い必要に応じて修正を行います。



**持続可能な開発目標（SDGs）について**

2015年9月の国連サミットにおいて、2030年に向けた包括的な17のゴール（目標）と169のターゲットである「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）が掲げられました。

協働に関しては、17のゴールのう

ち「17　パートナーシップで目標を

達成しよう」に特に関連があります

が、本アクションプランにおいて、

多様な主体のパートナーシップを活

性化(＝協働を推進する)することで、

1～16のゴールにもつながると考え

られます。



**資料編**

**(１)和歌山市の市民公益活動における分野別項目**

本市では、和歌山市市民公益活動登録制度を運用し、市民公益活動団体の把握に取り組んでいます。令和６年３月末現在の市民公益活動登録団体の総数は501団体です（一つの団体が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は501団体にはなりません）。

特定非営利活動促進法第２条別表の活動分野別に分類し、活動状況を整理し市民公益活動及び協働の活性化に向けての検討に活用します。

1. **保健、医療又は福祉の増進を図る活動**

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 158団体 | 32％ |

　活動例として、手話サークル、障害者の自立支援、傾聴ボランティア、高齢者施設の訪問、介護サービス、健康体操、難病患者の支援、心に悩みを持った人の相談活動等が挙げられます。

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 93団体 | 19％ |

1. **社会教育の推進を図る活動**

　活動例として、趣味や文化を通じた交流、生涯学習に関する講座、子どもの体験活動の実施、動物愛護の啓発等が挙げられます。

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 136団体 | 27％ |

1. **まちづくりの推進を図る活動**

　活動例として、まちの美化活動、和歌山の地域資源を活かした活動、まちづくりイベントの企画・運営等が挙げられます。

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 42団体 | 8％ |

1. **観光の振興を図る活動**

活動例として、外国人ゲスト向け観光案内、観光イベントの開催等が挙げられます。

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 17団体 | 3％ |

1. **農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動**

　活動例として、地産品の開発・販売、里山環境の保全等が挙げられます。

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 189団体 | 38％ |

1. **学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動**

　活動例として、スポーツ教室の運営、コンサートの開催などの芸術文化活動、地域の伝統（文化・歴史）を継承する活動等が挙げられます。

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 70団体 | 14％ |

1. **環境の保全を図る活動**

　活動例として、地球温暖化防止活動、リユース活動、清掃活動等が挙げられます。

1. **災害救援活動**

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| ３7団体 | ７％ |

　活動例として、災害救援募金活動、防災訓練、防災意識の向上を図る活動等が挙げられます。

1. **地域安全活動**

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 93団体 | 19％ |

　活動例として、地域での交通安全活動、防犯のパトロール、防火パトロール、子どもの登下校の見守り等が挙げられます。

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 45団体 | 9％ |

1. **人権の擁護又は平和の推進を図る活動**

　活動例として、障害者・女性・子供等の支援を通してあらゆる人権の擁護を図る活動が含まれます。

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 31団体 | 6％ |

1. **国際協力の活動**

　活動例として、日本在住の外国人と市民の交流、日本語教育に関する活動、日本への留学生の支援等が挙げられます。

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 38団体 | 8％ |

1. **男女共同参画社会の形成の促進を図る活動**

　活動例として、セクシュアルマイノリティの理解を促進する活動等が挙げられます。

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 206団体 | 41％ |

1. **子どもの健全育成を図る活動**

　活動例として、子どもの居場所づくり、子育てに関わる親の支援、子ども食堂、絵本の読み聞かせ、いじめに対する相談活動等が挙げられます。

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 15団体 | 3％ |

1. **情報化社会の発展を図る活動**

　活動例として、高齢者にパソコンやスマートフォンの講座を実施する活動等が挙げられます。

1. **科学技術の振興を図る活動**

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 9団体 | 2％ |

　活動例として、科学の実験や工作の体験活動等が挙げられます。

1. **経済活動の活性化を図る活動**

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 28団体 | 6％ |

　活動例として、経営者向けセミナー等が挙げられます。

1. **職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動**

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 21団体 | 4％ |

　活動例として、若者の就業支援、キャリアカウンセリングのスキル向上を図る活動、障害者の働く場の提供等が挙げられます。

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 10団体 | 2％ |

1. **消費者の保護を図る活動**

　活動例として、消費生活に関する啓発・研修会の開催等が挙げられます。

1. **団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動**

|  |
| --- |
| 市民公益活動登録 |
| 登録数 | 割合 |
| 64団体 | 13％ |

活動例として、①から⑱までの活動を行う団体に対する助言や支援、団体間の連絡・交流を図る活動が挙げられます。

**(２) 和歌山市協働推進委員会条例**

（設置）

第１条　本市に、和歌山市協働推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第２条　この条例において「市民公益活動」とは、市民が自主的又は自発的に行う公益性を有する非営利の活動をいう。

２　この条例において「市民公益活動団体と行政の協働指針」（以下「協働指針」という。）とは、市民公益活動を行う団体（以下「市民公益活動団体」という。）及び行政の協働（複数の主体が課題及び達成すべき目標を共有し、適切な役割及び責任の分担の下、対等の立場で相互に補完し、かつ、協力して活動すること、及びその活動をいう。以下同じ。）について、基本的な指針をいう。

３　この条例において「和歌山市協働推進計画」とは、市民公益活動団体その他の多様な主体が協働により公共サービスの担い手となる体制の実現のために協働指針に掲げる重点アクションプランを具体化するための計画をいう。

（所掌事務）

第３条　委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　協働指針に掲げる重点アクションプランの実施の状況について評価し、検討を加え、又は協議し、市長に意見を述べること。

(2)　和歌山市協働推進計画の立案に関する事務を処理し、並びにその掲げる目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市長に意見を述べること。

(3)　その他本市における協働の推進に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第４条　委員会は、委員８人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　市民公益活動及び協働に関する学識経験を有する者

(2)　市民

(3)　市職員

(4)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱され、又は任命された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、市民環境局市民部において処理する。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月22日）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

**(３) 「和歌山市協働推進委員会」委員名簿**

（令和5年５月１日～令和7年４月30日）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **氏　名** | **所属及び役職** | **選任区分****(条例第4条第2項)** |
| 委員長満 田　成 紀 | 国立大学法人 和歌山大学 戦略情報室 　教授 | 学識経験者 |
| 副委員長志 場　久 起 | 認定特定非営利活動法人　　わかやまＮＰＯセンター 理事長 | 学識経験者 |
| 宇都宮　越子 | 認定特定非営利活動法人 健康とコミュニティを支援するなるコミ 代表理事 | 学識経験者 |
| 大　藤　　翔 | 学校法人 青葉学園 東京医療保健大学 和歌山看護学部 | 学識経験者 |
| 原　まなみ | 学校法人 和歌山信愛女学院 和歌山信愛大学 教育学部 助教 | 学識経験者 |
| 里 﨑　祐 子 |  | 公募市民 |

**つながり力　つれもていこら**

**わかやまし　協働アクションプラン**

**～和歌山市協働推進計画～**

令和6年３月

〈編集・発行〉

和歌山市（市民環境局市民部自治振興課）

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL(073)435-1011

FAX(073)435-1253

E-mail：jichi@city.wakayama.lg.jp

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/